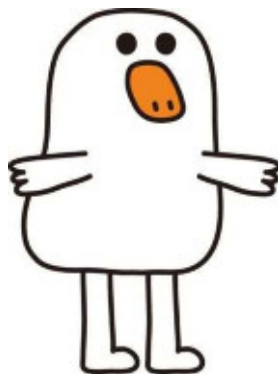


れいわ ねんどだい かい
令和3年度第1回

だれ とも く しみんかいぎ
誰もが共に暮らすための市民会議

しりょう
資料

| かいじょうかいさい 会場開催 | しょめんかいさい 書面開催 |
|---|---|
| れいわ ねん がつ にち きん 令和3年6月25日(金) じ ぶん 9時55分～ うらわ 浦和コミュニティセンター たもくてき 多目的ホール | れいわ ねん がつ にち きん 令和3年6月18日(金) から れいわ ねん がつ にち きん 令和3年7月9日(金) まで |



ノーマくん

ノーマライゼーション^{じょうれい}条例

PRキャラクター

ほけんふくしきよくふくしぶしょうがいせいさくか
さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課

だい かいだれ とも く しみんかいぎ しだい 第1回誰もが共に暮らすための市民会議 次第

にちじ れいわ ねん がつ にち きん じ ぶん じ ぶん
日時：令和3年6月25日（金）9時55分から11時40分まで

かいじょう うらわ かい たもくてき
会場：浦和コミュニティセンター（コムナーレ10階）多目的ホール

1 かい かい じ ぶん じ ぶん 1 開 会（9時55分から10時10分まで）

じむきよくあいさつ
・事務局挨拶

ほんじつ せつめい
・本日のテーマの説明

2 ぎ だい 2 議 題

とうぎ はんごと はな あ じ ぶん じ ぶん
・グループ討議（班毎の話し合い）（10時10分から11時05分まで）

じ こしょうかい
○自己紹介

れいわ ねん どしょうがいしゃそうごうしえんけいかく じっしじょうきょうとう
○令和2年度障害者総合支援計画の実施状況等について

ぶんかんきゅうけい
（10分間休憩）

あたらし せいかつようしき しょうがいしゃ はいりよ かん けいはつ
○「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発について

ぶんかんきゅうけい
（10分間休憩）

ぜんたいはっぴょう じ ぶん じ ぶん
・全体発表（11時15分から11時30分まで）

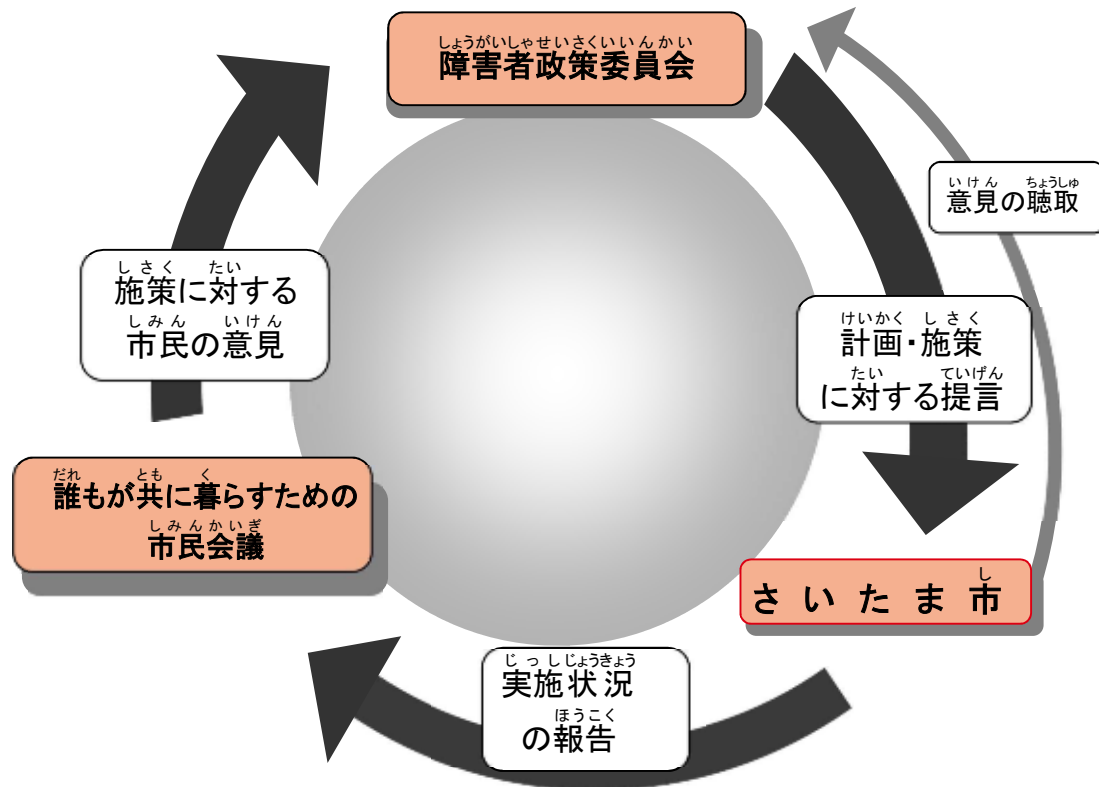
ぜんたいこうわ じ ぶん
・全体講話（11時30分）

じむきよくほうこく しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい
・事務局報告（障害者差別解消法の改正について）

3 へい かい じ ぶん 3 閉 会（11時40分）

○さいたま市の障害者施策の推進体制

障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「さいたま市障害者政策委員会」、
 障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の
 実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。



○令和3年度誰もが共に暮らすための市民会議年間予定

令和3年度第1回市民会議（令和3年6月）

○令和2年度障害者総合支援計画の達成状況報告書を資料として、計画に位置付けられた各事業の達成状況や課題について、話し合いをする。

○コロナ禍において生じた困りごとについて、話し合いをする。



令和3年度第2回市民会議（令和3年12月17日）

○第1回市民会議や障害者政策委員会で特にご意見をいただいた事業や分野などを中心として、話し合いをする。



令和3年度第3回市民会議（令和4年2月28日）

○第2回市民会議や障害者政策委員会で特にご意見をいただいた事業や分野などを中心として、話し合いをする。

だれ とも く しみんかいぎ てび 誰もが共に暮らすための市民会議の手引き

1. 目的：

- ① だれ とも く ちいきしゃかい めざ しみん しゅやく はな あ いけんこうかん ば
誰もが共に暮らせる地域社会を目指し市民が主役となって話し合い意見交換する場をつくる。
- ② しょうがい ひと かぞく かんけいしゃ しみん あつ わ
障害のある人、家族、関係者や市民が集まることで、コミュニケーションの輪をつくる。
- ③ しみん こえ せいさく はんえい
市民の声を政策に反映させる。

2. 当日の話し合いのすすめ方：

みんなが話し合いに参加できるよう、グループに分けて話し合いを行います。

- ① 1グループ5～6名くらいで話し合いをし、意見を出し合います。
- ② かく かいぎしんこうやく
各グループに会議進行役をおきます。
- ③ しょき とけいかり じむきょく おこな
書記やタイムキーパー（時計係）は事務局が行います。
- ④ かく かいぎしんこうやく さんかしゃ はな ふんいき ころ
各グループの会議進行役と参加者は、みんなが話しやすい雰囲気づくりを心がけます。

3. 話し合いルール：

- ① はな かいぎしんこうやく よ はな はじ
話すときは、会議進行役の呼びかけによって、話し始めてください。
- ② みなさんが発言できるよう、1回あたり3分くらいを目安として発言してください。ただし、しょうがい とくせい はなし とき とくべつ はいりょ ひつよう かつ ふん めやす
障害の特性にあわせて、お話しされる時に特別な配慮が必要な方は、5分くらいを目安とします。
- ③ ほか ひと はな とちゅう さいご き
他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞きましょう。
- ④ はな あ あいて こうげき いけん う と しょうにんすういけん たいせつ
話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。少人数意見を大切にしましょう。
- ⑤ とくてい こじん だんたい わるくち きず はつげん
特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしましょう。
- ⑥ はつげん ふんいき ころ かぎ ひと
みんなが発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。また、限られた人だけが発言するのではなく、発言したい人みんなが発言できるよう気を配りましょう。
- ⑦ こじんてき ないよう はつげん こじんじょうほう まち かい あと こじん
個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、会の後に、個人がわかる形で、他の人に話すことは禁止します。

※ みなさんで、よりよい話し合いをするために、ご協力をお願いします。

話し合いを続けることが不可能と判断した場合は、話し合いを中止することもあります。

第3回市民会議のテーマに対する主な意見について



令和2年度第3回市民会議のテーマといたしました、「緊急事態宣言の再発令によって新たに生じた困りごとについて」及び「コロナ禍において生じた困りごと」を解決するために、どのような配慮や支援が必要かについて、たくさんのご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。主なご意見を以下の通りまとめましたので、ご確認ください。

「緊急事態宣言の再発令によって新たに生じた困りごとについて」

- ・公的施設の休館に伴い、例会が中止になった。そのため、テレビなどでの情報を得ているが、分からないことがある時、耳の聞こえる方に詳しく説明を求める事が出来なかった。
- ・最低限の外出しかできなかったことで、会話も少なく、気分の不安定な日々が多かった。
- ・公共交通機関はどうしても密になるので、空いている時間帯に利用することとなり、スケジュール調整が難しくなった。
- ・事業所によって感染対策にばらつきがあり、ばらつきがあることで後に陽性が判明する事例がある。クラスターを防ぐために、感染症対策のルールを決めるべきではないか。
- ・緊急事態宣言に伴い、移動を控える必要もあったため、計画相談や一般相談の実施において、利用者との面談等を電話や郵送で行わざるを得なかった。又、密を避けるために行事開催ができなかった。

「コロナ禍において生じた困りごと」を解決するために、どのような配慮や支援が必要かについて」

- ・話しかけるときに肩をたたくとわかってもらえるが、触ることに抵抗がある場合は、視界に入って手を振ったり、複数人いるときに発言するときは最初に手を挙げて話し始めることで分かってもらう方法がある。
- ・パソコンやスマートフォンなどの通信機器に慣れている者・慣れていない者の格差が大きいので情報取得に遅れないような配慮が必要であると思う。
- ・身振りで伝えたら、「聴覚障害」とすぐには分からないことはまだまだ「ノーマライゼーション条例」が普及していないことが分かる。さいたま市主催でのイベントを大々的にアピールするなど、市民に普及してほしい。
- ・動物園でマスクができないことを伝えたら、「マスクができません」と書いてあるバッチを渡された。バッチがあったおかげで、周りの方に配慮しつつ動物園をまわる事ができた。
- ・SNS(ZOOM、SKYPE、LINE等)を有効活用することで、コミュニケーションを図る。

政策委員会での意見

- ・コロナを巡ってのいわゆるトリアージなど、命の選別につながらないか、障害があるがゆえに不利益を被ることがないかということについても、引き続きしっかり対応していく必要があると思う。
- ・好事例集を集めて啓発活動をしていく方向について大いに進めるべきだと思う。
- ・市民会議でこういった配慮を受けて助かった、よかったという意見をきいていただくことはできないか。

障害者総合支援計画（2018～2020）の実施状況等について

1. 達成状況報告書とは

本市では、総合的かつ計画的に障害者福祉施策の動向に的確に取り組むため、ノーマライゼーション条例の理念を踏まえ、障害者総合支援計画を策定しております。この計画に基づく事業の実施状況を管理し、適切に取組を進めるため、各事業の実施状況等をご報告するものです。

2. 令和2年度実施状況等の概要

・全体の評価結果（全93事業、内25事業が重点事業）

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| A 目標を上回って達成 | 17事業（18.3%） | 目標を達成 |
| B 目標をおおむね達成 | 44事業（47.3%） | 61事業（65.6%） |
| C 目標を未達成 | 19事業（20.4%） | 目標を未達成 |
| D 目標に対してほぼ未着手 | 2事業（2.2%） | 21事業（22.6%） |
| — 該当事業なし | 2事業（2.2%） | — |
| コロナにより測定不可 | 9事業（9.7%） | — |

・重点事業の評価結果

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| A 目標を上回って達成 | 6事業（24.0%） | 目標を達成 |
| B 目標をおおむね達成 | 12事業（48.0%） | 18事業（72.0%） |
| C 目標を未達成 | 6事業（24.0%） | 目標を未達成 |
| D 目標に対してほぼ未着手 | 0事業（0.0%） | 6事業（24.0%） |
| — 該当事業なし | 0事業（0.0%） | — |
| コロナにより測定不可 | 1事業（4.0%） | — |

※各事業の詳細や評価理由、過去の年度との比較等は参考資料1に掲載しております。

令和3年度第1回市民会議 ワークシート

「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発について

第1回の市民会議においては、「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発についてを議題とします。令和2年度の会議で皆さんから出していたいただいた実際の体験談などについて、どのような配慮や啓発をしていくとよいか出し合ってください。

＜ご自身やご家族、身近な人の障害を例に障害のある人に対して、どのような



配慮があるとよいかを書き出してみましよう＞

＜どのような啓発が効果的か書き出してみましよう＞（○をつけてください）

- ・ さいたま市ホームページ
- ・ 市報
- ・ SNS
- ・ その他()

※このシートは提出しません。意見を言ったり、意見シートを作成するための参考とするために記入していただくものです。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う情報提供等について

全般的な周知先について

- 障害者協議会等、障害者団体へワクチンの概要等について情報提供。
- 社会福祉協議会、各区支援課へワクチン制度の概要を説明。

視覚障害者について

- ワクチン接種のクーポン券発送の際、封筒に音声コードの印刷と切り込みを対応。
- さいたま市ホームページに読み上げソフト対応用ワードファイルを掲載。

聴覚障害者について

- ワクチン接種のクーポン券発送の際に聴覚障害者用お知らせを別途同封。
- 聴覚障害者に限ってFAXでも受け付けができるよう柔軟に対応。
- 聴覚障害者協会の協力で「手話による説明動画」をホームページで公開。

知的障害者について

- さいたま市ホームページ上にルビありワードファイルを掲載。

コロナ禍における障害者の困りごと周知・啓発について

- さいたま市ホームページへの掲載（6月）
- Twitter さいたま市公式アカウントへの掲載（6月）
- 周知啓発用チラシの作成
- さいたま市職員向けに庁内電子掲示板を利用した周知を実施
- 市報さいたま8月号への掲載依頼

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の

改正について

1. 改正の概要

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

(2) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の

提供の義務化

(3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

2. 公布日及び施行日

公布日：令和3年6月4日

施行日：公布の日から3年以内の範囲で政令が定める日

※現時点では、明確な施行日は不明です。

3. ノーマライゼーション条例への影響

事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から義務化されたため、ノーマライゼーション条例の関連条項に改正が必要であるか検討します。

なお、改正法の施行日が未定であることから、条例改正の時期についても未定です。

今後の動きについては、市民会議でも報告していきます。